

■新型コロナワクチンのお知らせ

《乳幼児のワクチン接種》

市では、11月上旬から乳幼児のワクチン接種を実施しています。これは、事前に実施した意向調査の結果をもとに、希望者を優先に進めているものです。

新たに接種を希望する場合は、新型コロナワクチン接種コールセンターにご連絡ください。

- 対象者
乳幼児（生後6か月以上4歳以下）
- 使用ワクチン
ファイザー社製 乳幼児用ワクチン

- 接種の回数と間隔
初回接種は3回で1セットとなります。

完了!



●接種方法

接種を希望する方にはお知らせを送付しますので、指定された日時、医療機関で接種を受けてください。

また、日時変更やキャンセルの場合は、コールセンターにご連絡ください。

※ワクチン接種には保護者の同伴が必要です。事情により保護者以外（祖母など）が同伴する場合には委任状が必要となります。

※年末年始を過ぎると新型コロナウイルスが流行する傾向がありますので、年内のワクチン接種をご検討ください。



《新型コロナワクチン接種コールセンター》

☎0120-567-343

- 対応時間 午前9時～午後5時
※平日のみ



△新型コロナワクチン接種関連情報



マイナンバーカードの申請はお済みですか？

☎マイナンバーカード申請・交付特設窓口
内2175

マイナンバーカードをまだお持ちでない皆さんに、QRコード付きの「マイナンバーカード交付申請書」が送付されています。

QRコードを読み取ると、簡単にオンライン申請ができます。また、同封されている返信用封筒を使い、切手なしで郵送申請することもできます。

申請に不安がある方は、ぜひ市役所本庁舎の「マイナンバーカード特設窓口」をご利用ください。



このような封筒が届いていませんか？



マイナポイントの付与は、今月末までにマイナンバーカードを申請した方が対象です。



第5弾！

しらかわ生活応援割引クーポンキャンペーン

☎商工課 ☎215910

市民の皆さんと市内小売店などを応援するクーポン券を、全市民へ郵送します。対象店舗など詳しくは、市ホームページをご覧ください。

- 配布時期 12月中旬
- 配布枚数 1人あたり250円券×12枚
(合計3,000円分)
- 利用期間 12月16日(金)～2月12日(日)



《利用方法》



対象店舗で会計の際にクーポン券を提出することで割引が受けられます。

クーポン券は、税込み500円ごとに1枚使用できます。 ※500円未満の場合は使用不可

お知らせ
News

償却資産は申告が義務付けられています

☎本庁舎税務課資産税係 ☎285507

事業を営む個人・法人は、償却資産（事業に用いることができる資産）の申告が義務付けられています。

償却資産は固定資産税の課税対象ですので、忘れずに申告をお願いします。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



●申告対象

令和5年1月1日時点で、市内に土地・家屋以外の事業用資産を所有・貸付している個人および法人

●申告方法

申告書を税務課資産税係または各庁舎地域振興課に提出してください。

※昨年度申告した方には、申告書を郵送しています。

今年度新たに申告する方はご連絡ください。

●申告期限 1月31日(火)

●申告の対象となる資産（例）

種類	主な資産
構築物および建物附属設備	門・塀・舗装道路・広告塔・打ち込み井戸・緑化施設・配管設備 など
機械および装置	プレス機・溶接機・ボイラー・印刷機・包装機・建設機械・ドライクリーニング機・冷凍機・精米機・農林業用設備・太陽光発電設備 など
車両および運搬具	大型特殊自動車 など ※自動車税・軽自動車税の対象となるものを除く
工具・器具および備品	机・椅子・コピー機・ロッカー・レジ・冷暖房機・医療機器・自動販売機・厨房用品・家具・陳列ケース・電気製品・じゅうたん・パソコン・電話 など



お知らせ
News

電力・ガス・食品等
価格高騰緊急支援給付金

☎市緊急支援給付金コールセンター ☎0120-71-7077

電力・ガス・食品などの価格高騰による家計の負担増加をふまえ、特に影響が大きい住民税非課税世帯や、予期せぬ家計の急変で令和4年中の収入が非課税水準相当まで減少した世帯に給付金を支給します。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。市緊急支援給付金コールセンターにお問い合わせください。



	住民税非課税世帯向けの給付	家計急変世帯（課税世帯）向けの給付
給付対象	令和4年9月30日時点で本市に住民登録をしている方で、世帯全員の令和4年度分の住民税が課税されていない世帯 ※世帯全員に対して住民税が課税されている親族などから扶養を受けている場合は対象外	令和4年1月から12月までの家計が予期せず急変し、世帯全員の収入が非課税相当の水準に減少した世帯
給付額	1世帯あたり5万円（1回限り）	
申請方法	対象の世帯には、11月に確認書を送付しました。内容をご確認のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。	申請書と必要書類をそろえて提出してください。申請書は各申請先窓口で配布しています。
申請先	本庁舎社会福祉課、各庁舎地域振興課、各行政センター	
申請期限	1月31日(火)	

